

平成26年度
第1回 明石市都市計画審議会

議 事 録

<HP公開用>

日時：平成26年8月8日（金）午後3時～

場所：明石市議会棟大会議室

平成26年度 第1回明石市都市計画審議会

日時：平成26年 8月 8日（金）午後 3時00分～

場所：明石市議会棟大会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長・副会長の選出

3 議事録署名人の選出

4 議 題

(1) 報告事項

①第7回線引き等の見直しについて

②都市計画道路の見直しについて

5 そ の 他

6 閉 会

○出席委員（15名）

安 田 会 長

西 海 委 員

嶋 本 委 員

尾 仲 委 員

坂 口 委 員

佐々木 委 員

辻 本 委 員

永 井 委 員

中 西 委 員

山 崎 委 員

宮 本 委 員(代理)

三 木 委 員(代理)

中玉利 委 員

宮 川 委 員

森 本 委 員

○出席幹事（5名）

北 條 幹 事

梅 木 幹 事

中 島 幹 事

嶋 田 幹 事

山 本 幹 事

第1回明石市都市計画審議会

平成26年8月8日

午後3時00分～

明石市議会棟大会議室

(開会15時00分)

○(事務局) 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から平成26年度第1回明石市都市計画審議会を開催いたします。

皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは審議に先立ちまして、資料の確認を行いたいと思います。お手元には配席図のみを配付しております。次第、委員名簿、議事に関する資料及び参考資料は事前にお届けしております。事前配付の資料も含めまして、過不足はございませんでしょうか。

それでは続きまして、本日の出席状況を報告いたします。

本日は、水野委員、藤田委員、山本委員、丸谷委員が、ご都合によりご欠席との連絡を受けております。なお、嶋本委員におかれましては、出席とのご連絡をいただいておりますが、まだお見えではございません。なお、「初回にもかかわらず、やむなく欠席することになって申し訳ありません」と委員の方からご伝言をお預かりしております。委員総数19名のうち、14名の出席でございますので、明石市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、当審議会が成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、次第の「2. 会長・副会長の選出」でございますが、当審議会は委員の改選があり、本日新たに会長・副会長を選出することとなります。それまでの間、私が進行をさせていただきます。

はじめに会長の選出をさせていただきますが、明石市都市計画審議会条例第5条第1項に、「審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は第2条第2項第1号の委員のうちから、副会長は委員のうちから委員の選挙によって定める」となっております。どなたか立候補、あるいは推薦される方などはいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようでございますので、事務局から推薦させていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○(事務局) ありがとうございます。

それでは、会長には、これまでに引き続きまして、神戸大学名誉教授でいらっしゃいます安田委員を、副会長には新たに、武庫川女子大学の水野委員を推薦させていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

○(事務局) 選挙にかわりまして、拍手でもって承認とさせていただきますでしょうか。

(委員拍手)

○(事務局) ありがとうございます。

賛同多数によりまして、会長は安田委員、副会長は水野委員に決定となりました。なお、水野委員は、本日ご欠席でございますので、事務局にてご了解をいただくようさせていただきます。

恐れ入ります。安田委員は会長席にお移りいただけますでしょうか。

(安田会長、移動)

○(事務局) それでは、会長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。安田会長、よろしくお願いたします。

○会長 それでは、皆様方のご推挙、ご賛同を得まして、引き続き会長をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

ご承知のように、我が国に都市計画法ができましたのが、大正8年（1919年）でございます。それから95年ということで、間もなく100年になろうかということです。さらに当時は、新都市計画法といたしましたけど、現在の都市計画法になったのが、昭和43年（1968年）になります。それから46年、半世紀近くたってきたことになります。

この1968年、ちょうど私、大学院の学生時代でございまして、ちょうどそのときに、今日も後ほど報告の中にありますが、いわゆる線引き制度が導入された時期でございます。高度成長の真っただ中でありまして。そうした中で都市計画法を定めたわけですが、平成12年（2000年）に、この都市計画法の改正がございまして、各市町といたしますか、この明石市に、こうした審議会を置くことになったわけでありまして。それからちょうど14年たっております。ちょうど、20世紀が終わろうとしているときに、審議会が発足しておるわけでありまして、その審議会発足までの我が国の都市において、一口で言えば、都市の拡大、成長というのが、都市の発展とイコールであると。都市の発展というのは、都市が拡大し成長することなんだというわけでありまして、ご承知のように昨今の状況というのは、人口減少、あるいは高齢化ということが、もう現実化してきております。そうした中で、都市計画審議会というあたりも、新たなものかどうかというように思います。これからなかなか、難しい時代でございますけれども、この我々の果たすべき役割というのは、さらに重くなってくると思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いしたいと思っております。

簡単ですけど、就任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いたいいたします。

○（事務局） どうもありがとうございます。それでは、ここからの進行は、会長にお譲りしたいと思っております。会長、よろしく願いたいいたします。

○会長 それでは会議次第に従いまして、進めたいと思っておりますが、3番目の議事録署名人の選出でございます。この件につきましては、審議会運営要領によりまして、

私のほうから指名させていただくことになります。勝手ではございますが、本日は尾仲委員さん、それから中玉利委員さん、お二人にお願いしたいと思います、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして本審議会の公開、非公開についてでございますが、本会は、審議会運営要領によりまして原則公開ということになっております。本日の会議におきましても、会議を公開することにより、個人情報の保護及び公正又は円滑な議事運営が損なわれる恐れがないと認められますので、会議を公開としたいと思いますよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○会長 それでは、この審議会を公開といたします。傍聴者の方がおられましたら入場をしていただきますが、本日の傍聴者につきまして、事務局のほうから報告をお願いいたします。

○(事務局) 本日の傍聴者はございません。

○会長 それでは、お手元の会議次第の4番目に議題とございますが、本日は、審議案件はございませんが、報告事項が2件ございます。これについて、順次、事務局から説明を受け、皆様方からの質疑を受けたいと思います。

まず、報告事項の1番目でございますが、第7回線引き等の見直しについてということで、事務局の説明をお願いいたします。

○都市計画課 はい、会長。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 報告事項の、①第7回線引き等の見直しについて、資料に基づき、報告いたします。

線引き等の見直しにつきましては、当審議会におきまして、前回の平成26年2月に報告を行いました。今回は、県方針に基づく、「明石市線引き見直しの考え方」や、変更検討地区などがまとまりましたので、報告させていただきます。

まず、資料につきまして説明をします。表紙の裏の目次をご覧ください。

まず1ページが、第7回線引き見直しについての全体概要をまとめたものです。

2ページが、その見直しスケジュール。

3から7ページは、兵庫県が平成25年12月に策定した線引きの見直し方針。

8から9ページが、明石市の線引き見直しの考え方（案）です。

10ページ目が、変更検討地区一覧表。

11ページが位置図となります。

12ページが、都市再開発方針等の見直しについての全体概要をまとめたもので、

13から14ページにつきましては、兵庫県が策定したその見直しの方針です。

説明は、資料が飛びますので、前面のスクリーンを中心に説明をしたいと思います。
お手元の資料については、参照していただければ幸いです。

まず、「線引き」とは、計画的に市街化を図る区域である市街化区域と、市街化を抑制し、建築などが制限される区域の市街化調整区域に区分することで、無秩序な市街地の拡大を防ぎ、計画的なまちづくりを進める都市計画の根幹となる制度です。

こちらは、明石市大久保町周辺の都市計画総括図です。着色されていますところが、住宅、商業や工業の用途地域が定められ、計画的に市街化を進める市街化区域です。それに対しまして、白く、着色されていないところが、建物の建築などが制限され、農地や山林などが多く残っている市街化調整区域です。

明石市では、市域に占める市街化区域の割合が約80%、市街化調整区域が約20%となっています。このたびは、この市街化区域と市街化調整区域のその境界ラインの見直しを行おうとするものです。

線引きは、兵庫県が定める都市計画であり、昭和46年の当初の決定がされて以降、概ね5年ごとに見直しがされています。前回の第6回線引き見直しは、平成22年4月に行われ、第7回線引き見直しは、平成28年3月の都市計画決定告示を予定しております。

続きまして、線引き見直しに対する考え方について説明します。平成25年12月に「兵庫県線引き見直し方針」が示され、それに基づき、このたび明石市の地域性を踏まえた「明石市線引き見直しの考え方（案）」を取りまとめました。

まず、（１）市街化区域への編入については、県方針では、計画的な市街地整備が行われる区域等で、妥当性かつ確実性を備えた必要最小限の区域としています。

明石市の考え方につきましては、明石市都市計画マスタープランに基づき、コンパクトな都市構造を目指すことから、市街化区域の拡大は、最小限にとどめますが、計画的な整備、開発が確実な地区は、市街化区域の編入に努めることとしています。

その考え方に対応しました地区が2つございます。

まず、こちらが江井ヶ島地区です。山陽電鉄江井ヶ島駅の北側に位置する地区です。県道江井ヶ島大久保停車場線より東側の農地が集まっている場所におきまして、この青の部分でございます。土地区画整理事業の実施に向けて、地域住民の機運が高まっており、駅周辺の利便性の向上に合わせた土地利用を誘導し、計画的な市街地形成を図るために、市街化区域の編入を目指した「特定保留」に設定します。

「特定保留」とは、定期見直しの中で設定するもので、事業実施が確実になった時点で、市街化区域に編入できる区域のことです。したがって、江井ヶ島地区は、平成28年3月の線引き見直しの都市計画決定告示の時点では、まだ市街化調整区域の状態ではありますが、土地区画整理事業及び地区計画の策定が確実となった時点で、市街化区域への編入を行うこととなります。

こちらは、地区の東側の谷池の土手の上から当該箇所を撮影した写真でございます。現在は、農地のほかに、線引き以前に開発された宅地や工場、既存宅地制度が当時あったときに建てられたようなマンションなどがある状況になっております。

続きまして、朝霧北町地区です。大蔵谷インターに続く、都市計画道路、大蔵朝霧線の東側で、明石市と神戸市にまたがって、民間の宅地開発が行われたところです。開発に伴い、市境確認を行い、その現況の都市計画と差異が生じているため、その境

界調整による見直しを行います。

こちらは、地区の西側から当該部分を撮影した写真です。路面に境界ブロックが設置され、市境の位置が明確になっているところです。

以上が、線引き見直しの検討地区になります。

続きまして、(2)市街化区域が見込めない区域の措置です。

県方針では、当分市街化が見込めない区域などについては、市街化調整区域への編入に努めることとしていますが、市の考え方では、明石市には、市街化調整区域に接する境界部分の縁辺部において、市街化が見込めないような集団的な農地等が、存在しないことなどを踏まえ、市街化調整区域への編入は行わないとしています。

最後に、(3)市街化調整区域の土地利用です。

県方針では、県条例に基づき、市街化調整区域の建築許可要件を一部緩和する「特別指定区域」などの開発許可制度の弾力的な運用や、地区計画の活用により、秩序ある土地利用を誘導することとしています。

これを受け、市の考え方については、「特別指定区域」は県が開発許可権限を持つ市町に限られますので、開発許可権限を持つ本市の開発許可部局と協議を進めながら、地域のまちづくりの実情に応じた調整区域における土地利用のあり方を検討していくこととしています。

最後に、スケジュールです。

ただいま、説明させていただきました「明石市線引き見直しの考え方」や見直し検討地区を市素案閲覧として、市民に対して公表し、意見を募集します。また合わせて兵庫県が、県庁内や国の関係機関との協議を行い、平成27年6月ごろに明石市案として兵庫県に申し出を行います。そして、兵庫県が東播都市計画の各市町の案を取りまとめて、県素案を作成いたします。その後は、県が都市計画法に基づく変更手続を進め、手続の中で県から市に対して、意見が求められますので、本市の都市計画審議会へ事前の説明や諮問などを行い、平成28年3月の都市計画決定告示を予定してい

ます。

次回の本審議会におきましては、素案閲覧の結果などについて、ご報告をさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上が、第7回線引き見直しに関する報告でございます。

続きまして、都市再開発方針等の見直しについて、概要を説明させていただきます。お手元資料は12ページからとなっております。

都市再開発方針等とは、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」、「防災街区整備方針」の3つの都市計画のことで、兵庫県が定める都市計画区域マスタープランの内容を一部具現化して定めるものです。都市計画区域マスタープランの変更に合わせ、第7回線引き見直しとともにその見直しを行おうとするものです。

まず、「都市再開発の方針」です。計画的に再開発を促進するため、事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化を踏まえて見直しを行います。「特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区」といたしまして、現在、事業中の地区や、都市計画決定されている地区を位置づけます。

まず、組合施行により市街地再開発事業を行っている「明石駅前南地区」、次に、市施行により土地区画整理事業を行っている「大久保駅前地区」、最後に、兵庫県により明舞団地の再生に取り組みを行っている「明舞地区」の3つの地区を引き続き位置づけます。

なお、前回までに位置づけのありました「本町地区」につきましては、平成25年5月に市街地再開発事業の都市計画を廃止したことに伴い、その位置づけを除外いたします。

続きまして、「住宅市街地の開発整備の方針」です。

優良な住宅ストックの形成・承継による豊かで、快適な住生活の実現に向け、「兵庫県住生活基本計画」との整合に配慮し、見直しを行います。その中の「重点地区」としまして、都市再開発方針と同様の「大久保駅前地区」を引き続き、位置づけます。

なお、前回まで位置づけのありました「西脇地区」につきましては、平成26年度で土地区画整理事業が完了予定であるため、その位置づけを除外いたします。

最後に、「防災街区整備方針」です。

密集市街地の防災性の向上に向け、事業の進捗や住民まちづくり意識の変化を踏まえ見直しを行います。「防災再開発促進地区」に位置づけする地区はありませんが、今後とも検討する「課題地域」としまして、西明石の駅の南に位置する「東藤江地区」、岬町と港町の「新浜地区」、そして、「大蔵地区」を位置づけます。

なお、「大蔵地区」につきましては、前回まで「課題地域」より一段階上の「防災再開発促進地区」の位置づけがございました。地区の防災性向上に向け、住宅市街地総合整備事業が、平成27年度に完了予定であるため、「防災再開発促進地区」から除外いたします。しかしながら、その一部では依然として狭い道路や古い木造住宅などの課題の残る地域があるため、「課題地域」に位置づけ引き続き検討を進めるものといたします。

スケジュールにつきましては、第7回線引き見直しと同様に進めていく予定です。

以上で、第7回線引き等の見直しに関する説明を終わります。

○会長 はい、ただいま第7回になりますけれど、線引き等の見直しについての考え方の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらどうぞ。どなたからでも結構ですので、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○委員 江井ヶ島の駅なんですけど、今も無人駅かわからないんですけど、一応無人駅となってるんですが、地域の方がどれぐらいの盛り上がりでやっておられるのかわからないんですけども。降りられる方というんですかね、3,800何人て書いてあったんですけども、利用者が。そこのところは、どんなものなんでしょう。地域の方が、その無人駅をもっと活発にしようとするのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○都市計画課 はい、会長。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 その駅の活用について、現在協議を進めているところではございません。今、図面で示しておりますところの、お住まいの方や、土地をお持ちの方々によりまして、このエリアの中でさらなる駅の利便性と土地活用について、話し合いを進めていただいているところでございます。具体的な駅の活用策については、今後のまちづくりの中で、検討をしていただくことになるかもしれません。今のところは、何も考えられてない状況でございます。

以上でございます。

○会長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

これまでと比べると、印象的に申し上げると小ぶりというか、比較的小幅な見直しであるというふうな印象もしましたけど。

よろしゅうございますか。

はい、今日は報告ということでございますので、報告を伺ったということで、よろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それでは、続きまして、2番目の報告事項に移りますが、都市計画道路の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

○都市計画課 はい、会長。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 報告事項の②都市計画道路の見直しにつきまして資料に基づき、ご報告をいたします。

都市計画道路の見直しにつきましては、当審議会におきまして、平成24年10月と平成26年2月に報告を行いました。今回は、「明石市都市計画道路見直し方針」の案がまとまりましたので報告するものです。具体的な廃止路線などは、方針（案）について、ご意見を伺った上で選定し、次回の当審議会でお示しすることとなります。

まず、資料についてご説明いたします。表紙の次のページには、都市計画道路の見直しについて、全体の概要をまとめております。その次のページからは、見直し方針の（案）をまとめたものでございます。

説明はページがいろいろと飛びますので、前面のスクリーンを中心に、ご説明いたします。資料につきましては、後ほどご参照いただければ幸いです。

まず、都市計画道路の見直しの経緯です。

都市計画道路は、これまで計画的な整備により、市街化の促進に大きく寄与してまいりました。しかしながら、都市計画決定から長期間を経ても、事業化に至っていない道路も多く残っており、一定の建築行為が制限され続けています。

そのため、兵庫県により、平成23年3月に策定された「都市計画道路網見直しガイドライン」に基づき、明石市の地域性を踏まえた「明石市都市計画道路見直し方針」を策定し、この方針により、必要性の検証と段階的な見直しを進めていこうとするものでございます。

次に、明石市の都市計画道路の状況について説明します。都市計画道路は、67路線、約116キロが計画決定されています。多くの路線が、昭和20から30年代に計画決定されており、50年以上が経過している状況でございます。

現在、明石市の都市計画道路の整備率は、約60%弱となっております。

ちなみに兵庫県下の整備率につきましては、全ての市町の平均は約71%、阪神間の平均は約79%となっております。

次に、都市計画道路の整備状況について説明します。スクリーンには、市東部の整備状況を映しています。黒色が整備済み、青色が事業中、黄色が現道があるが計画どおりの幅員で整備されていない区間、赤色が現道もなく未整備の区間です。

次にこちらは、市西部の整備状況でございます。

次に、見直し方針（案）の概要を説明します。

まず、（1）見直しの対象路線は、未整備の全ての都市計画道路を見直し対象とし

ております。対象路線は、スクリーンに映しています22路線となります。

こちらは、市東部の対象路線を示した図面です。赤色が見直しの対象となる区間です。次にこちらは、市西部の対象路線を示した図面です。

次に、(2) 検証方法です。ステップ1では、抽出されました見直し対象路線について、将来交通量に応じて、主要幹線街路、都市幹線街路など路線の階層性を設定します。

ステップ2では、交通機能や都市環境機能などの客観的な評価指標に基づく検証を行い、「廃止候補」と「存続候補」に区別します。

ステップ3では、地域からの整備要望や、まちづくりへの影響があるかなどの、地域固有要素による検証を行い、「廃止」と「存続」を決定します。この段階で、「廃止」と判断された路線を「第1次見直し路線」として、廃止に向けた都市計画手続を進めていきます。このステップ3までが、県のガイドラインに基づき、判定するものです。

次に、ステップ4では、明石市の考え方として、存続と判断された路線について、「第2次見直し路線」として、国・県・市などの事業施行予定者の判断によりまして、引き続き見直しを行っていきます。

第2次見直し路線については、事業施行予定者による地元との合意形成などの調整を得まして、合意が得られれば、「廃止」または「ルート変更」、合意が得られなければ、「存続」となります。

最後に、今後のスケジュールです。

この見直し方針(案)のパブリックコメントを9月に実施します。この間に、いただいたご意見を踏まえまして方針を策定するものです。合わせて第1次見直し路線の抽出を行います。11月ごろに予定しています次回の当審議会におきまして、パブリックコメントの結果や、第1次見直し路線について、報告いたします。

その後、平成27年1月から、この見直し方針と第1次見直し路線について、地域

への説明を行います。平成27年4月から都市計画の変更手続を進めていく予定です。
なお、第2次見直し路線につきましては、先ほどご説明しましたとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 都市計画道路の見直し方針について、説明がございました。ご質問、ご意見ございましたらどうぞよろしくお願いいたします。

私からで恐縮ですが、広域的な幹線道路ですと隣接市がありますよね。それとの調整というのはどの段階で、どのようにされるのでしょうか。

○都市計画課 はい、会長。

○会長 どうぞ。

○都市計画課 隣接市との調整でございますけれども、この見直しにつきましては、県を中心といたしまして県下一斉に協議調整を行っているところでございます。各隣接市町からは、まずは県を通しまして照会をいただいております。電話にて、協議調整は行っております。この後さらに、確実なものとするために、播磨町、それから加古川市などと確認を行う予定でございます。

なお、神戸市におかれましては、先だって変更されましたので、その際にも明石市と神戸市との間で協議を行ったところでございます。

以上でございます。

○会長 はい。そうすると、次回、第1次の見直しの案がこの審議会に出されるときには、それが調整された後、出てくると。こう考えたらいいんですか。

○都市計画課 はい、そのとおりでございます。

○会長 はい。ほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 質問じゃないんですけども、パブリックコメントを、まあ行政としていろいろとされるんですが、なかなかその挙がってこないんですね。恐らくこの都市計画道路であれば、日常生活に非常に密接なものでありますから、地域にお住まいの方で

あれば、関心も高いだろうというふうに思いますので、ぜひ少しでも多くの意見が寄せられるように、創意工夫をしていただきたいなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○会長 はい、ご意見として承ります。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

これまた私から、恐縮ですけど、今の説明で現在の都市計画決定された路線について、一定の建築行為の制限があると、このことについては、今どういう制限があるかということも、口頭で簡単に説明いただいといたほうがいいかなと思います。

○都市計画課 はい、会長。

○会長 はい。

○都市計画課 お手元ですね、資料の18ページをご覧ください。

最後のページでございます。「第5章 都市計画手続などにかかる重要なポイント」ということで、お示ししております。（4）都市計画法に基づく建築制限の運用ということでございます。現在、都市計画決定がされましたら、例えば道路などにおきましては、建築物の規制を伴います。そこに建築する場合には、都市計画法53条ということで、木造2階建てまでなどの建築物が建てられることとなります。

その構造が基準を満たしておれば許可をして、建築ができます。事業の際には、移転補償にご協力いただくという前提でございまして、ただし2階までしか活用できませんので、十分な土地活用が図れないというような現状でございます。

以上でございます。

○会長 そのあたりのことも、存続した場合に、土地をお持ちの方々には、ある種の不利益が続くというようなことも、パブリックコメントを求めるときに説明に入っておればいいかなと、より理解していただけるかなという感じもいたします。

はい、どうぞ。

○委員 都市計画決定されて、道路をですね、計画道路として位置づけられている

んですが、しばしば私などに質問があるのは、問い合わせあるのは、まだその道路決定は生きてるのか生きてないのかという、それは建てるものが、計画がおありだろうと思うんですけども、そういう問い合わせがあるんです。それで、当局のほうとして、これはちなみになんですけども、あればですね、お聞きしていきたいんですが。どういう問い合わせがあるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○都市計画課 はい、会長。

○会長 はい、どうぞ。

○都市計画課 建築の際のお問い合わせと、道路がいつできるのかというお問い合わせ、2種類あるかと思うんです。建築の際のお問い合わせにつきましては、道路の施行部局のほうで、500分の1の図面でもって、その土地がかかっておるのか、かかってないのかということを確認いたしまして、先ほど申し上げましたように、かかっているのなら都市計画法53条の許可申請をしていただいて、許可が得られれば、木造2階建てまでのその建築物ができることとなります。もう一方、整備のことにつきましては、50年前に計画決定されたけどいつなるんやというようなお問い合わせもございます。それにつきましては、施行する部局がそれぞれ国とか県とか市に分かれますので、それぞれの中で、例えば県ですと、社会基盤整備プログラム、明石市ですと今はないんですけども、道路整備プログラムというようなものにおいて、位置づけされているかどうなのかというところを、それぞれの部局のほうに照会をしまして、ご回答させていただくと、そういうことでございます。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 補足なんですけど、例えば敷地が、都計線の道路に当たって、建物が当たってない場合ですと、53条の許可の対象にはならない。もうなけなしの土地で、そのところに木造2階建てのものを建てるとなったときには、53条の許可というのを取らなきゃいけない。これ許可ですから、そのときに付随して出てくる条件が、都市計画を施行するときには協力しますよという。一応拒否する権利もございますけど

も、大概それは、従わざるを得ないので、皆さん協力してます。

ですから、大きい敷地があつて、全部が許可を出さないかんのかというと、建物が当たってなかったら出さない。それでもいけるというのは、現状ではございます。

すいません。ちょっと補足させていただきました。

○会長 はい。用途地域なんかと違って、その路線のところ当たってる方は、非常に関心強いけれど、それに当たってない方は、特別に関心をお持ちでないけど。先ほど、辻本委員から言われたパブリックコメントの回答意識を高めていただくのはなかなか難しい。できるだけのご努力をお願いしときたいというように思います。

さらに余談なことかもしれませんが、こうした見直しをした後で、廃止になつたとしても、その地域でさらにまちづくりの機運が高まり、事業の計画化、あるいは都市計画提案制度という制度が、新たにできておりますから、これまでは地域からの、あるいは社会からの、都市計画の提案制度というのはございませんでしたが、これは何年前か、導入されておりますので、そうしたことで、新たに道路をつくるということも提案も可能ではあるということも、あろうかと思えます。

廃止のこういう議論が出されるというのは、逆にそういうことが制度ができたから、こういう議論がある意味では、できるようになったわけだというふうにも理解できます。

はい、ほかよろしゅうございますか。

またそれぞれの内容について、ご疑問の点等ございましたら、個別に事務局のほうにお問い合わせいただけたらと思います。今日は報告事項でございますので、そういう形をとらせていただきたいと思います。

それでは、今日、用意されております議題は以上でございますが、「5. その他」として事務局から、何かございますか。

○（事務局） はい、会長。

○会長 はい。

○（事務局） その他報告することは、特にございませぬ。

○会長 はい、それではこれもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。非常に活発な、ご議論をいただきましてありがとうございます。これもちまして閉会とさせていただきます。

（閉会 15時48分）